

運用1（水利施設等整備事業）

第1 趣旨

水利施設等整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1の第1から第7までの規定並びに別表及び別記様式第1号から第18号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙2」とあるのは「運用1の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第1の1及び6並びに第3の6(2)、(4)及び(5)	都道府県営	県営
第3の1(1)	受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。	受益面積については、当分の間、水田については100ヘクタール、畑地については50ヘクタール以上、かつ、末端支配面積については、当分の間、5ヘクタール以上のもの、ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない。
第3の1(2)	受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの。	受益面積がおおむね50ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない。
第3の1(3)	末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上のもの。	末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。

第3の1(4)	末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。	受益面積がおおむね50ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない。
第3の3(1)及び4(1)	200ヘクタール	100ヘクタール
第3の5(2)	(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道又は奄美群島に属するものを除く。)の地域内にあつては、おおむね10ヘクタール)以上であり	以上であり
別記様式第16号	地方農政局長 農村振興局長 殿	内閣府沖縄総合事務局 長 殿
別記様式第17号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長)	内閣府沖縄総合事務局 長 殿
別記様式第18号	都道府県知事 殿 (農林水産省農村振興局長 地方農政局長) 殿	沖縄県知事 殿 (内閣府沖縄総合事務局 局長 殿)